なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、石川県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス及び現道拡幅方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和31年7月30日に都市計画決定され、平成12年2月22日に変更決定された都市計画と、交差点部の幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、七尾市長を会長とする国道159号建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　石川県七尾市役所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　石川県七尾市古府町れ、そ、ぬ、る、チ、ル、ヲ及びワ並びに藤野町ロ及びハ地内

○海上保安庁告示第百二十四号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　宮古港仮設灯浮標

位置

所在地　岩手県宮古港（閉伊埼灯台の西南西方約四・七キロメートル）

北緯　三九―三八―一六

東経　一四一―五八―二七

変更した事項

位置

所在地　岩手県宮古港（閉伊埼灯台の西南西方約四・五キロメートル）

北緯　三九―三八―二一

東経　一四一―五八―三六

変更年月日　平成二十四年四月十七日

変更の事由　一時変更

名称　釜石港北防波堤灯台

位置

所在地　岩手県釜石港第1区（北防波堤外端）

北緯　三九―一六―一五

東経　一四一―五三―四六

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・〇メートル

変更年月日　平成二十四年四月十七日

○海上保安庁告示第百二十五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域A灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）

北緯　三五―三七―一一

東経　一四〇―〇〇―三二

塗色及び構造　黄色X形頭標1個付　黄色　やぐら形

光質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度五四カンデラ

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十四年四月十八日

記事　東京港埠頭株式会社管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域D灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）

北緯　三五―三七―三三

東経　一四〇―〇〇―四七

塗色及び構造　黄色X形頭標1個付　黄色　やぐら形

光質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度五四カンデラ

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十四年四月十八日

記事　東京港埠頭株式会社管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・六キロメートル）

北緯　三五―三七―一一

東経　一四〇―〇一―〇一

塗色及び構造　黄色X形頭標1個付　黄色　やぐら形

光質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度五四カンデラ

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十四年四月十八日

記事　東京港埠頭株式会社管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域J灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・四キロメートル）

北緯　三五―三七―〇九

東経　一四〇―〇〇―四七

塗色及び構造　黄色X形頭標1個付　黄色　やぐら形

光質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度五四カンデラ

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十四年四月十八日

記事　東京港埠頭株式会社管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域K灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・六キロメートル）

北緯　三五―三七―一三

東経　一四〇―〇〇―四二

塗色及び構造　黄色X形頭標1個付　黄色　やぐら形

光質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度二一カンデラ

光達距離　三・〇海里

点灯年月日　平成二十四年四月十八日

記事　東京港埠頭株式会社管理